

大学教員の占有するスペースの使用方法

回答者 佐藤敬二 立命館大学法学部教授

研究スペースを使用できる根拠は、教員と法人との間で締結されている労働契約です。したがって、使用の在り方については、基本的には労働契約で約定されている内容に従うことになります。実際には、契約書の中で研究スペースについて書き込まれていることは少ないと思います。しかし、契約は合意によって成立しますので、書面になっていなくとも合意があればそれが契約内容です。そこで、労働契約でいかなる合意がなされているのかを解釈していくことになります。

まず、研究スペースが付与されないとは解釈されません。大学設置基準 36 条 2 項が、「研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする」と規定しています。大学設置基準とは、文部科学省が、大学設置に必要な最低基準として定めた審査基準ですから、この規定から直接、教員に対する研究スペースの付与義務が発生するわけではありませんが、大学設置基準に則って大学が設置されていることを前提として労働契約を締結しているのですから、研究スペースの付与が契約内容となっていると解釈できます。裁判所も研究室貸与請求権を認めています。大学側が、研究室付与を便宜供与、あるいは使用貸借契約であるとして、大学の判断で使用停止できると主張したことがありますが、いずれも判決で退けられています。

ただし、特定の場所まで請求できる具体的権利ではなく、場所等については、大学の研究・教育目的の実施方法や、物理的制約等を総合的に考慮して、最終的には学長が決定する裁量権限を有していると裁判所は解釈しています。しかし他方で、教員が研究や教育を行うことは、労働契約上の義務であるとともに、権利であることも裁判所は認めています。したがって、研究・教育の拠点である研究室の使用について、学長の裁量権限行使が全くの自由というわけではありません。判決で認められた例を挙げるならば、「現に使用されていない部屋が残されている以上、…研究室のいずれかの貸与を請求する権利を有する」、あるいは「移転の必要性がないのに、恣意的な移転命令が発せられた場合、又は移転先が学問研究を行う上で特に不利益を与えるような場合等特段の事情がある場合には、その命令に従わないことにも、正当な理由によるものということができる」とされています。

研究室の利用条件は、各大学で定められている利用規則なりガイドラインの内容が、契約内容となっていると解釈されます。ただしこれは、内容が合理的であり、それが教員に周知されていることが必要です。以上を踏まえたうえで、研究スペース移転の必要性あるいは利用方法の合理性が判断されていくことになります。それは個々の研究内容によって異なった判断となるでしょうが、大学は、教員の労働契約上の権利でもある研究を妨げないような場所等の決定が必要だといえるでしょう。